

2019年度は団体登録 カードの更新年度です

現在の団体登録の有効期限は、2020年3月31日までです。2020年4月1日以降も継続してスポーツ施設を利用される場合は、団体登録の更新手続きが必要です。

※以下の更新手続き期間内に更新手続きが完了していない場合、2020年4月1日以降の抽選申込み及び空き施設予約ができなくなります。(市外団体は1ヶ月前の空き施設予約ができなくなります。)

申請受付期間

【日 程】 2019年9月17日(火)から12月13日(金)まで**必着** (休館日を除く)

※12月14日(土)以降も随時受付はしますが、年内には更新できない場合があります。

【時 間】 午前9時から午後5時まで

【提出方法】 窓口又は**郵送(簡易書留等の配達記録が追跡できるもの)**

※郵送の場合、封筒の表面に赤字で「団体登録更新」と記入してください。

※書類に不備がある場合は、郵送での申請の方も別途ご来館いただきます。

必ず送付前に書類が揃っているか確認をしてください。

★窓口での混雑緩和のため、以下の受付期間に登録番号順に申請してください。

なお、該当の受付期間外での申請も可能ですが、なるべく各受付期間に申請してください。

【9月、10月】0100000017 ~ 0100010008 【11、12月】0100010016 ~

申請受付場所 ※郵送先は裏面下部参照 1100000015 ~

・SUBARU総合スポーツセンター地下1階 特設会場

※運動施設事務室の窓口にて整理券を配布いたします。

申請時に必要な書類 ※顔写真は塗りつぶしていただいても結構です。

①三鷹市市民体育施設・三鷹市立学校開放施設等使用団体登録申請書及び登録名簿

②代表者及び連絡者を含む構成員全員の身分を確認できる書類(コピー)※¹

③市外在住で市内在勤者又は市内在学者の方は、②と併せて在勤又は在学を確認できる書類(コピー)※¹

⇒※¹②、③は返却いたしません。こちらで処分させていただきます。

②、③は三鷹市市民体育施設条例施行規則第4条に基づく団体登録資格要件確認を目的としています。

個人情報の取扱いは三鷹市個人情報保護条例等を遵守します。

②

〈全員〉

氏名・住所・年齢を確認できる書類

⇒運転免許証・健康保険証・住民票・住基カード(Bタイプ)・パスポート・マイナンバーカード、通知カードのいずれか1つ。

※健康保険証及び運転免許証、マイナンバーは、現住所の記載面を添付してください。

※マイナンバーカード、通知カードの個人番号は必ず塗りつぶして提出ください。

②、③が確認できる書類(コピー)

③

〈市外在住で市内在勤者又は市内在学者の方〉

在勤又は在学を確認できる書類

⇒社員証・在勤証明書・雇用通知書・学生証・在学証明書など。

※左記「氏名・住所・年齢を確認できる書類」と併せて提出が必要です。

裏面

更新の流れ

申請書の提出

表面の「申請時に必要な書類」を窓口又は郵送（簡易書留）にて提出してください。

申請書の審査

申請から約3週間後審査が完了いたします。こちらから審査完了のご連絡は差し上げませんので、お問い合わせの上、団体登録カードを窓口へご持参ください。

団体登録カード （裏面）の変更

団体登録カード裏面の更新日時等を変更し、手続きが完了となります。（2019年10月11日（金）以降とさせていただきます。）

注意事項

- ・小中学生団体の指導者・保護者等は人数に含まれません。
 - ・市内団体の場合、代表者は市内在住又は在勤、在学の方です。
 - ・代表者及び連絡者は、それぞれ18歳以上の別の方を記載してください。施設の利用や予約等についての重要な連絡を行う場合があります。
 - ・代表者及び連絡者は、代表者及び連絡者として複数団体の登録をすることができます。
 - ・団体登録申請書には、構成員（実際に施設を使用する方）全員を記載してください。名簿に記載されている方に、必要に応じて連絡を行う場合があります。
 - ・構成員は同一種目で複数の団体に登録することができません。
- ※不適正な申請が判明した場合は、団体登録の使用を取消させていただく場合があります。

団体登録カードの更新ができない団体について

現在使用料の滞納がある団体につきましては、必ず申請前までにお支払いいただきますようお願いいたします。団体登録カードの更新手続きができない場合がありますので、ご了承ください。

登録申請書の入手方法

登録申請書及び口座振替依頼書は、地下1階運動施設事務室にて配布いたします。なお、登録申請書につきましては、財団ホームページからもダウンロードができます。

お問い合わせ先・郵送先

公益財団法人三鷹市スポーツと文化財団
SUBARU総合スポーツセンター地下1階運動施設事務室
住所：三鷹市新川6-37-1 電話：0422-45-1113（内線4615）

抽選申込み及び空き施設予約

- ・利用日前日まで予約システムから申込みが可能です。※学校体育施設は利用日3日前までの申込みです。
- ・SUBARU総合スポーツセンター、大沢総合グラウンド、新川テニスコートは、利用日当日の申込みが可能です。利用する施設へお越しください。

登録の種類	3ヶ月前の抽選	2ヶ月前の空き予約	1ヶ月前の空き予約
市内団体	○	○	○
市外団体	×	×	○



全施設共通の登録条件



- ・小中学生団体の指導者・保護者等は人数に含まれません。
- ・代表者及び連絡者は、それぞれ18歳以上の別の方を記載してください。

市民体育施設の登録要件

利用施設	人数の要件	登録の種類	市民の人数	代表者
SUBARU総合スポーツセンター	6人以上	市内団体	市民半数以上	代表者が三鷹市民 (在勤、在学を含む。)
		市外団体	市民半数未満	18歳以上の方
大沢総合グラウンド	9人以上 ※テニス、フットサルは 6人以上	市内団体	全員市民	代表者が三鷹市民 (在勤、在学を含む。)
		市外団体	不要	18歳以上の方
新川テニスコート	6人以上	市内団体	全員市民	代表者が三鷹市民 (在勤、在学を含む。)
井口特設グラウンド	9人以上 ※フットサルは6人以上	市内団体	全員市民	代表者が三鷹市民 (在勤、在学を含む。)
中原スポーツ児童遊園			市民半数以上	
新川暫定広場			市民半数以上	

学校体育施設の登録要件

利用施設	人数の要件	登録の種類	市民の人数	代表者
体育館・多目的室	6人以上	市内団体	市民半数以上	代表者が三鷹市民 (在勤、在学を含む。)
テニスコート	6人以上			
校庭	9人以上			

民間体育施設の登録要件

※会社又は大学で使用しない日程でご利用いただけます。(種目に限りがあります。)詳しくは三鷹市スポーツと文化部スポーツ推進課(0422-45-1151(内線: 2931~2934))へお問い合わせください。

利用施設	人数の要件	登録の種類	市民の人数	代表者
(株)SUBARU体育館	6人以上	市内団体	全員市民	代表者が三鷹市民 (在勤、在学を含む。)
国際基督教大学野球場・アーチェリー場	9人以上			